

さいたま市告示第905号

さいたま市環境影響評価条例施行規則第45条第4号に規定する複合開発事業の要件を次のように定める。

平成17年10月12日

さいたま市長 相 川 宗 一

- 1 それぞれの事業の規模をそれぞれの事業が該当する事業の種類（さいたま市環境影響評価条例施行規則（平成17年さいたま市規則第26号。以下「規則」という。）別表第1左欄に掲げるもの。）に係る対象事業の要件（規則別表第1右欄に掲げるもの。ただし、道路の建設にあつては、対象事業の要件は、区間の長さとする。）で除した数値の和が1以上とする。
- 2 前項の対象事業の要件は、それぞれの事業が実施される区域が属する地域（規則別表第1に規定するA地域、B地域、C地域又は特別の地域をいう。以下同じ。）における対象事業の要件とする。ただし、それぞれの事業が実施される区域が異なる地域にかかるときは、すべての事業についてより小さい規模とする。
- 3 いずれかの事業が建築物の建設である場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定した建築物の高さ又は同号に規定する地盤面からの当該建築物に設置される同令第138条第1項に規定する工作物の最高部までの高さについて第1項の規定は、適用しない。